

やまと得々ミニ情報

第 85 号 2003 年 8 月 1 日

大和木材株式会社

〒891-1104 日置郡郡山町油須木 1299-1 番地

Tel 099-245-7048 Fax 099-245-7058

URL ; <http://www.synapse.ne.jp/~yamato-kk/>

E メール ; yamato-kk@po.synapse.ne.jp

平成 15 年度税制改正(間接税関係)。

平成 15 年度の税制改正のうち間接税に関する事をまとめてみました。

消費税

○ 中小企業者に対する特例措置

※事業者免税店制度の摘要上限が課税売上高 1000 万円に引き下げられました。(現行 3000 万円)
(平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間について適用されます。)

※簡易課税制度の摘要上限が課税売上高 5000 万円に引き下げられました。(現行 2 億円)
(平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間について適用されます。)

○ 総額表示の義務付け

消費者に対して商品の販売、役務の提供等を行うにあたって予め取引価格を表示する場合には、消費税及び地方消費税を含めた価格を表示することが義務付けられます。現行の外税(表示価格に消費税率をかけてお金をもらう)から内税(消費税を含めた金額を表示する)方式へ変わる。
(平成 16 年 4 月 1 日から適用されます。)

○ 申告納付制度

直前の課税期間の年税額が 4800 万円(地方消費税込みで 6000 万円)を超える事業者は、中間申告納付を毎月(現行 3 ヶ月毎)行うこととなります。
(平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間について適用されます。)

酒 税

○ 酒類間の税負担格差の縮小

ビール・発泡酒(麦芽比率 25%未満)、清酒、果実酒間の税負担格差が 1/4 縮小され、発泡酒・果実酒・合成清酒・甘味果実酒当の税率が引き上げられました。
(平成 15 年 5 月 1 から実施されています。手持ち品から課税されました。)

たばこ税

○ 税率の引き上げ

タバコ税の税率が 1 本当たり 0.82 円(国税・地方税合計)引き上げられました。
(平成 15 年 7 月 1 から実施されています。手持ち品から課税されました。)

(以上伊集院関税会の資料より)

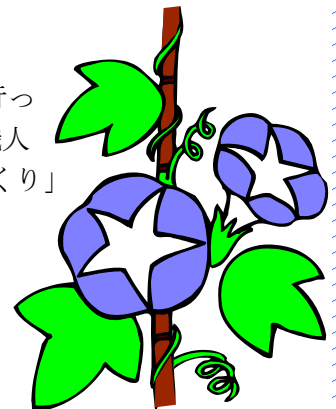
【情報】 「かごしま材の家づくり」講習会が開催されます。

県では県産材の有効利用を図る為に全庁一丸となつていろいろな施策を行っております。林務部では、「地材地建」を唱え「地元の材料を使い、地元の職人で家を造ろう」という運動を展開しています。その為に、「かごしま材の家づくり」推進講習会が計画されております。近日中に募集が行われる予定です。

【定休日】 8 月は 3, 13, 14, 15, 16, 17, 24, 31 日となります

9 月は 6, 7, 14, 15, 21, 23, 27, 28 日となります

ご協力をお願いします。



(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)